【資料編】

資料編では、森林体験活動を計画するときに、役立つ次の情報をホームページにまとめましたので、計画やねらいを決める際に御活用ください。

・森林の持つ機能について
・森林環境教育に関する県・国の施策の方向
・小学校学習指導要領（森林に関する部分の抜粋）
・山梨県の森林・林業の概況
資料編HP　(https://www.pref.yamanashi.jp/midori/ryokuka/sinrinkyoiku_manual.html)

【本マニュアル作成の経緯】

□ 森林環境教育マニュアル検討会

このマニュアルの作成に当たっては、山梨県森林環境部と山梨県教育委員会、森林環境教育に取り組む学校や団体等で構成する検討会を設置し、学校現場や活動に当たってのニーズや、森林環境教育の普及等について検討しました。

また、検討会には環境教育の専門家をアドバイザーとして迎え、指導をお願いしました。

□ 作成の経緯

令和元年	9月	森林環境教育マニュアル検討会の設置
		第1回検討委員会の開催
	10月	第2回検討委員会の開催
	11月	第3回検討委員会の開催

森林環境教育マニュアル検討員会設置要領

（目的）

第1条 森林環境教育の推進を図るため、山梨県森林環境教育マニュアル検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

（1）森林環境教育マニュアルの作成に関すること

（2）森林環境教育の推進に関すること

（3）その他必要な事項に関すること

（組織）

第3条 検討会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2　座長には、山梨県森林環境部みどり自然課長の職にある者をもって充てる。

（検討会）

第4条　座長は検討会を招集し、これを主宰する。

2　座長は、必要に応じて別表2に掲げるアドバイザーの意見を求めることができる。

3　座長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 検討会の事務局は、みどり自然課緑化担当に置く。

（その他）

第6条 その他必要な事項は、検討会で協議して定める。

（附　則）

この要領は、令和元年9月9日から施行する。

別表1　森林環境教育マニュアル検討会構成員名簿

所　　属	職　　名	氏　　名	備　　考
林野庁 関東森林管理局 山梨森林管理事務所	森林技術指導官	山田　真二	
(公財)オイスカ 山梨県支部	事務局員	田中　千恵子	
(公財)山梨県緑化推進機構	事務局長	元吉　剰人	
教育委員会 義務教育課	指導主事	中村　健太	
甲運小学校	校長	篠原　弘一	
森林環境部 林業振興課	課長補佐	伊藤　正彦	
森林環境部 県有林課	課長補佐	金丸　祐司	
森林環境部 みどり自然課	課長	関　　尚史	座長

別表2　森林環境教育マニュアル検討会アドバイザー

所　　属	職　　名	氏　　名	備　　考
(公財)キープ協会 環境教育事業部	主席研究員	増田　直広	

おわりに

山梨県は、四方を山々に囲まれており、山に森林があるのは当たり前の風景です。しかし、かつては乱伐により、山に木がなく、多くの水害に見舞われた歴史があります。

水源涵養や土砂災害の防止など様々な機能をもつ森林は、未来に引き継いでいく必要がありますが、そのためには、子どもから大人まで、幅広い世代に森林をより知ってもらう必要があります。

山梨県と山梨県教育委員会、(財)山梨県緑化推進機構では、森林環境教育を目的とした体験学習の場や自然観察等の野外活動の場として、改めてその役割が見直されていた学校林を、教師やPTA関係者、ボランティア団体等が活用していく上で参考となる「森林環境教育へのアプローチ　学校林活用の手引き」を平成13年度に作成しました。

その後、5年が経過したところで、学校林活動を取り巻く状況や森林環境教育への支援制度が変化してきたことなどを踏まえて内容を見直し、平成19年度に「森林環境教育の手引き　～学校林活用マニュアル～」として発行しました。

今回は、これまでのマニュアル等の趣旨を継承しつつ、学校林にとどまらず、森林を活用した取り組みをより広げていくために、教師をはじめとした指導者等が森林を活かした体験活動に取り組む際に参考となるマニュアルを作成しました。

このマニュアルが、学校などでの森林を活かした学習等に活用され、子どもが森林を体験し、森林を知るきっかけとなることを期待しています。

森の中でできること
～森林環境教育マニュアル～

発　刊　　令和２年２月
発　行　　山梨県森林環境部
　　山梨県教育委員会
　　公益財団法人　山梨県緑化推進機構
印　刷　　株式会社　アドヴォネクスト